

# 令和4年11月県議会定例会追加議案一覧

## 第13号 令和4年度香川県一般会計補正予算議案

- 歳入歳出予算 別表1のとおり
- 繰越明許費 別表2のとおり
- 地方債の補正

	既 定		補 正 後	補 正 額
限度額	39,371,000 千円	→	44,790,000 千円	5,419,000 千円

## 第14号 令和4年度香川県流域下水道事業会計補正予算議案

- 歳入歳出予算 別表1のとおり
- 企業債の補正

	既 定		補 正 後	補 正 額
限度額	168,000 千円	→	192,000 千円	24,000 千円

第15号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

- 本年度の民間給与との較差等を踏まえた人事委員会勧告の趣旨等に基づき、給料表及び期末・勤勉手当の改定等を行うもの。

(主な改正内容)

- ① 給料月額改定(令和4年4月から適用)

- ・ 若年層に重点を置いて給料表の引上げ改定を行う。

- ② 勤勉手当改定(令和4年12月から適用)

- ・ 勤勉手当を0.10月分引き上げ、期末・勤勉手当の支給割合を年間4.40月(現行4.30月)とする。

【特定管理職員に係る勤勉手当】

区分	6月	12月	計
現行	115/100	115/100	230/100
令和4年度	115/100	<u>125/100</u>	<u>240/100</u>
令和5年度以降	<u>120/100</u>	<u>120/100</u>	<u>240/100</u>

【上記以外の職員(再任用職員を除く)に係る勤勉手当】

区分	6月	12月	計
現行	95/100	95/100	190/100
令和4年度	95/100	<u>105/100</u>	<u>200/100</u>
令和5年度以降	<u>100/100</u>	<u>100/100</u>	<u>200/100</u>

※下線部が改定箇所

- 施行期日 規則で定める日、令和5年4月1日

第16号 公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例議案

- 本年度の民間給与との較差等を踏まえた人事委員会勧告の趣旨等に基づき、給料表及び期末・勤勉手当の改定等を行うもの。

(主な改正内容)

- ① 給料月額改定(令和4年4月から適用)

- ・ 若年層に重点を置いて給料表の引上げ改定を行う。

- ② 勤勉手当改定(令和4年12月から適用)

- ・ 勤勉手当を0.10月分引き上げ、期末・勤勉手当の支給割合を年間4.40月(現行4.30月)とする。

【勤勉手当(再任用職員を除く)】

区 分	6月	12月	計
現 行	95/100	95/100	190/100
令和4年度	95/100	<u>105/100</u>	<u>200/100</u>
令和5年度以降	<u>100/100</u>	<u>100/100</u>	<u>200/100</u>

※下線部が改定箇所

- 施行期日 規則で定める日、令和5年4月1日

第17号 知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案

- 特別職の国家公務員の期末手当の支給割合を改定する国の動向を踏まえ、知事等の受ける期末手当の支給割合の改定を行うもの。

区 分	6 月	1 2 月	計
現 行	162.5/100	162.5/100	325/100
令和4年度	162.5/100	<u>167.5/100</u>	<u>330/100</u>
令和5年度以降	<u>165/100</u>	<u>165/100</u>	<u>330/100</u>

※下線部が改定箇所

- 施行期日 規則で定める日、令和5年4月1日

第18号 香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例議案

- 特別職の国家公務員の期末手当の支給割合を改定する国の動向を踏まえ、議会の議員の受ける期末手当の支給割合の改定を行うもの。

区 分	6 月	1 2 月	計
現 行	162.5/100	162.5/100	325/100
令和4年度	162.5/100	<u>167.5/100</u>	<u>330/100</u>
令和5年度以降	<u>165/100</u>	<u>165/100</u>	<u>330/100</u>

※下線部が改定箇所

- 施行期日 規則で定める日、令和5年4月1日